

第7章 基本方針②

効率的で健全な行財政運営

現状と課題

平成の大合併の特例終了

2006年の合併で誕生した本市は、これまで地方交付税の合併算定替の特例を受けてきましたが、段階的縮減時期を経て、2021年度以降は、一つの自治体として一本算定による交付税配分となります。

また、合併による新たなまちづくりの財源として、借入れが認められてきた合併特例債も、これまで2回の期間延長を経てきましたが、2025年度末をもって終了となる予定とされています。

これらのことから、今後は、長期的な財政収支の見通しをより慎重に見極めながら、自立した財政構造への転換を進める必要があります。

公共施設の老朽化問題

本市は、同一用途の公共施設を複数有しており、今後、これらの施設は更新時期のピークを迎えます。2017年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、施設の更新をせず、優先順位による再配置を進め、40年後までに、施設数を現在の半分に減らす目標を掲げています。

今後は、市の身の丈に合った公共施設の適正な配置と効率的な管理運営が求められています。

市民ニーズに対応する行政組織と人材育成

市民のライフスタイルや働き方の変化により、行政に対する市民ニーズは高度化・多様化しています。

また、本市誕生以降、多くの課題に向き合い、三豊のまちづくりの舵取りを行ってきたベテラン職員の多くが退職時期を迎えた今、市民ニーズを的確かつ迅速にとらえ対応できる行政組織の構築と職員の育成は欠かすことができません。

安全かつ効率的な公金の管理運用

マイナス金利政策の影響により、長期国債や各種預金の利率が著しく低下しており、歳計現金や歳計外基金の運用益の確保が困難な状況になっています。

市民の財産である公金を、金融情勢の変化にも的確に対応しつつ安全かつ効率的に運用する必要があります。

積極的な情報発信の推進

市民と一体となったまちづくりを進めるためには、市民に対して行政情報を積極的に提供し、情報・意識を共有することが求められます。

広報紙をはじめ、ホームページやメール配信、防災行政無線、ケーブルテレビ、SNSなどを通じて、今後も、市政運営や市民生活に必要な情報を提供・発信していく必要があります。

積極的な情報公開と文書の適正管理

市政が、市民にわかりやすく、かつ身近に感じられるよう、公正で透明な運営に努め、市政に対する市民の理解と信頼を深めていく必要があります。

また、速やかな情報公開や市民サービスの円滑な提供に資するため、公共施設の再配置と連動した文書庫の適正配置を行い、公文書を管理していく必要があります。

セキュリティ対策と個人情報保護

社会保障・税番号制度※48の運用や、システムを活用した事務処理の増加に伴い、サイバー攻撃※49などに対応した情報ネットワークにおけるセキュリティ対策が重要となる中、市民の個人情報を適切かつ確実に保護していく必要があります。

●施策

1. 行政財産の適正管理
2. 民間活力の活用
3. 財源の確保と適正執行
4. 情報の公開と管理
5. 安定した行政サービスの提供
6. 行政運営と組織力の強化

※48 利便性の高い公平・公正な社会の実現に向け、国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を付番・通知し、各種の行政手続きに利用する制度。

※49 コンピューターシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

●施策1 行政財産の適正管理

まちづくり目標

公共施設や土地などの市有財産の利活用によって、事業の効率性を高め、満足度の高い行政サービスの提供をめざします。

また、公共施設数のスリム化により、公的負担の軽減を図り、持続可能なまちをつくります。

具体的な取り組み

1. 財産の適正管理

市が保有する財産は、市民全体の貴重な財産であり、これらの適正な維持管理を行うとともに、より積極的な有効活用を図ります。

2. 公共施設の再配置と利活用及び適正管理 **重点②**

老朽化により更新時期を迎える施設については、市民ニーズに沿った保有量をめざすことで維持管理経費の削減を図ります。また、市民活動の振興と機能の複合化により、施設の利活用を促進します。さらに、計画的な改修により、公共施設の長寿命化を図ります。

3. 法定外公共物の管理

里道や水路などの適正な管理と利用に伴う許可、廃止や処分等を行います。

まちづくりポイント（成果指標）

指標名	単位	基準値		目標値
		年度	数値	2023年度
公有財産(建物)の延床面積	m ²	2017	395,745	370,457

関連計画

・三豊市公共施設等総合管理計画

●施策2 民間活力の活用

まちづくり目標

公民の連携・協力により、高水準のサービス提供や行政の負担軽減を図ることができるよう、公共事業の実施や公共施設の整備・運営において、民間の手法や知見を積極的に採用します。

具体的な取り組み

1. 民間活力の活用 **重点③⑩**

PPP※50やPFI※51、指定管理者制度など事業に見合った連携体制を採用するとともに、政策課題の抽出や解決に向け、有識者による専門的かつ多角的な助言・提言を積極的に活用します。

まちづくりポイント（成果指標）

指 標 名	単位	基準値		目標値
		年度	数値	2023年度
PPP・PFI手法導入事業数	事業	2017	—	2
指定管理者制度の導入施設数	施設	2017	28	54

関連計画

・アウトソーシングに関する指針

※50 「Public Private Partnership」公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組み。

※51 「Private Finance Initiative」PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設や管理・運営に、民間の資金とノウハウを活用すること。

●施策3 財源の確保と適正執行

まちづくり目標

人口減少に伴う財源縮小と合併算定替の縮小段階を踏まえ、市民ニーズや社会情勢に沿ったまちづくりを進めるため、安定的な財源の確保と無駄のない財務管理に取り組みます。

具体的な取り組み

1. 自主財源の確保と予算管理

本市の魅力を生かしたふるさと納税の充実や、プロジェクト達成に向けたガバメントクラウドファンディング※52等の手法の活用など、新たな財源の確保を検討します。また、計画的な予算編成を行い、適正な管理と執行に努めます。

2. 債権管理

高い収納率の維持に向けて、厳正な債権管理を行います。

3. 安全かつ効率的な公金の管理運用

「三豊市資金運用基準」に基づき、金融情勢、預入金融機関の情報収集に努めるとともに、「三豊市公金管理委員会」で協議・検討し、安全かつ効率的な資金運用を行います。

4. 行革集中改革プランの実施と進捗管理

「第2次行政改革大綱」に掲げる基本方針「質の追求＝市民満足度の向上」と「量の追求＝簡素で効率的・効果的な行政運営」を実現すべく、各部署が個別に掲げた集中改革プランの着実な実施と進捗管理を行い、無駄のない行政運営をめざします。

まちづくりポイント（成果指標）

指標名	単位	基準値		目標値
		年度	数値	2023年度
ふるさと納税額	千円	2017	54,608	300,000
市が交付する補助金・交付金支給額	千円	2017	1,646,759	1,371,703
第2次行革集中改革プランの取り組みによる効果額	千円	2017	—	3,000,000

関連計画

- ・行政改革大綱
- ・行革集中改革プラン

※52 自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄附金を募集する仕組み。

●施策4 情報の公開と管理

まちづくり目標

情報の管理や公開・発信に努め、市民の「知る権利」を守りながら行政の説明責任を全うし、市政運営への市民の理解を深めます。

具体的な取り組み

1. 情報の開示

「三豊市情報公開条例」に基づき、市政情報や財務情報を適正に公開します。

2. 個人情報の保護

「三豊市個人情報保護条例」に基づき、情報システム及び情報ネットワークの適正な管理・運用による徹底したセキュリティ対策を行い、市民の個人情報を守ります。

3. 広聴広報活動の充実

広報紙やホームページ、メール配信、防災行政無線、ケーブルテレビ、SNSなどの様々なツールの活用による迅速かつ正確な情報発信に努めるとともに、市民の声を収集・反映するため、パブリック・コメント※53やアンケート調査を実施します。

また、市民会議やワークショップ等を実施し、市民ニーズの把握に努めます。

4. 文書館の充実

市から引き継いだ公文書を文書館において保管するとともに、歴史的公文書などの幅広い行政資料の収集と公開に取り組みます。

まちづくりポイント（成果指標）

指 標 名	単位	基準値		目標値
		年度	数値	2023年度
ホームページアクセス件数(1日平均)	件	2017	9,061	14,000
文書館入館者数	人	2017	1,382	1,520

※53 公的な機関が規則や命令、計画等を定めるにあたって、事前に案を公表し、広く一般から意見や情報を募集する手続き。

●施策5 安定した行政サービスの提供

まちづくり目標

行政が担うべきサービスを正確かつ効率的に提供し、安定的な市民生活の実現をめざします。

具体的な取り組み

1. 事務の効率化とサービス水準の向上 **重点③①**

職員研修の実施と効率的な事務処理により、高位平準化したサービス提供を継続します。また、誰もが利用しやすいサービスの提供に向け、環境整備を行います。

さらに、業務の効率化に向けて、RPA※54の導入による定型作業の自動化に取り組みます。

2. 戸籍・住民基本台帳事務の実施

戸籍に関する届出の正確な受理・審査、住民異動に伴う住民記録の管理、印鑑登録管理等を行います。

3. マイナンバーカード取得の促進

マイナンバーカードは、公的身分証明書となり、コンビニ等での各種証明書の取得、行政手続きや民間サービスでの電子申請が可能になることから、啓発活動等による取得を促進します。

まちづくりポイント（成果指標）

指標名	単位	基準値		目標値
		年度	数値	2023年度
マイナンバーカード交付率	%	2017	9.5	50.0
RPA導入業務件数	件	2017	—	15

※54 ロボティック・プロセス・オートメーション。人工知能や機械学習等の認知技術を活用した業務の自動化。

●施策6 行政運営と組織力の強化

まちづくり目標

行政組織としての環境整備や能力向上、効率性を追求した事業展開により、高水準の行政サービス提供の実現をめざします。

具体的な取り組み

1. 行政組織としての労働環境の整備

職員の経験・能力を十分に発揮できるような人員配置を行うとともに、人事考課制度※55の運用により、職員一人ひとりの意欲の向上を図ります。また、会計年度任用職員制度※56を導入し、非常勤職員の待遇の改善を行います。

2. 職員の育成

職員個人または組織において、市民目線での企画立案力の研鑽、専門的知識の取得を目的に、各種研修会の実施や提案を行い、積極的な参加を促進します。

3. 事業の進捗管理と見直し

より効果的かつ効率的な事業展開に向けて、事務事業評価の実施により、事業計画の進捗と成果を把握するとともに、業務の見直しを行います。

関連計画

- ・行政改革大綱
- ・行革集中改革プラン
- ・三豊市定員適正化計画
- ・三豊市人材育成基本方針
- ・三豊市職員研修計画

※55 職員の能力や実績等を適正に評価し、組織力の向上や人材の活用・育成を図る制度。

※56 臨時・非常勤職員等の適正な任用を確保するため、一般職に属する「会計年度任用職員」という名称に移行し、採用の厳格化や任期・給付の明確化等を行う制度（2020年4月施行）。

発行/三豊市政策部地域戦略課

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

電 話 0875-73-3011

FAX 0875-73-3022

e-mail chiiki@city.mitoyo.lg.jp



One ワン みとよ
MITOYO
~心つながる豊かさ実感都市~